## 【史料紹介】伊賀者由緒書

山田雄司

一冊にしている。 「伊賀者由緒書」は国立公文書館内閣文庫所蔵の写本で、全一四丁 「伊賀者由緒書」は国立公文書館内閣文庫所蔵の写本で、全一四丁 「伊賀者由緒書」は国立公文書館内閣文庫所蔵の写本で、全一四丁

攻略する一助としていたことがわかる。

敬城へのしのびを得意とし、その見立を報告することによって敵城をく、江戸の地を拝領したことが記される。由緒書によれば、伊賀者は来、種々の戦において家康に仕えたことにより、家康からの信望が厚来、種々の戦において家康に仕えたことにより、家康からの信望が厚

-ールド伊賀忍者古文書講座において解読を進めた成果として、その二〇一二年度ハイトピア伊賀において開催した三重大学伊賀連携フ

翻刻を掲載する。

(表紙)

伊賀者由緒書 全

前一、天

## 天正十壬午年五月廿一日、信長公仰"依て、伊賀之者御由緒之覚書

申上処、大和之内『で一揆共『被取籠、 賀越を被為遊候積り御相談被為遊候処、 候由、茶屋四郎次郎奉告により、 月二日明智日向守光秀企逆心、京都於本能寺信長公御父子御生害被遊 "被為入、 権現様甲州穴山梅雪御同道被為 同廿九日泉州堺為 御見物、 遊、 小勢で本道ハ如何と被為 穴山殿ハ被討被申候、 江州安土·京都被為入、 彼地亞御越被為 梅雪何とか被存御跡に残り被 遊候刻、 思召、 夫·大坂 同六 伊

御供可仕旨申上候処、甚刻、勢州白子迠御供申上候、伊賀之者共鳴海≒御出迎奉り、御出馬之刻、勢州白子迠御供申上候、伊賀之者共鳴海≒で、御発向被為遊候一、同年六月十四日、京都為、御進発、尾州鳴海≒で、御発向被為遊候

供申上、夫·御舩"被為

召

参州江

御帰城被為

遊候事、

らせ候"付、伊賀之者共罷出、権現様伊賀越を被為遊候"付、

罷出御味方可申上旨、

服部半蔵方·告知

鹿伏兔山路御案内申上、勢州白子迠御

権現様甚 御感被為 遊候、 右働之趣、 周防守新十郎家中之者共具"

存候事

半蔵被 十二月迠在陣仕候、 同十一未年、 同年十二月十一 仰付伊賀之者忍入案内見立、 甲州屋村之城を服部半蔵"被仰付" 貝 同仲ハ岩殿之城 "在陣仕候事 甲州絵草と申砦に敵数多楯籠有之候を、 味方を手引いたし責落し候事 伊賀之者共八月 服部

飾 候 月末迠四十余日責候得共、 差遣候節、 尾州·日置大膳亮、 松ヶ島和談"罷成、夫より尾州清洲"在陣仕候事 寄手『、筒井順慶・ 同十二申年伊勢松ヶ島之城"瀧川三郎兵衛其外大勢籠城仕罷在候 たやすく城中"入籠城仕候、 三州より服部半蔵伊賀之者共其外鉄炮之足軽共被 織田上野介其外数多寄来り候節、 落城不仕候、 寄手四万余で三月六日より四 此時伊賀之者共数多討死什 御加勢として

殿 御 賀之者御陣所『駈帰候て告奉り、 敵中之様子味方量可通之旨被仰付、 秀吉公并池田勝入・森武蔵守等之陣所"忍入、其外陣所近辺忍罷在、 (乗) (乗) [陣御供之衆中具 "存候事 池田父子・森武蔵守其外大勢三州表発向之砌、 同年長久手御陣之節、 三州岡崎におゐて伊賀之者共大勢被仰付 御勝利"罷成候、 彼地·罷越御注進申上候、 右働之次第 所々"被附置候伊 就中三好 長久手

夜瀧川左近将監を引入申候時、 同年六月十四日、 尾州蟹江之城主前田与十郎御敵申、 急而 同十六日之

早 火を揚御注進申上候様被 権現様密に被 仰合、 伊賀之者を被附置敵方・急"攻寄候ハヽ、 仰付候"付、 二三所 "火を揚急に駈帰候節 相図之

権現様御出馬被為

遊、

途中で右之次第を言上申上候、

敵方之勢共末

候を、 之者共本丸櫓下並附申候時、 井伊殿衆を一所"二丸迠攻入申候節、 同十八日服部半蔵伊賀之者共井伊兵部少輔手"有て井伊殿家中取合仕 Ш な 、か兵船共を押多人数を城へ入不申候処、 かはハ船中"有之候を、 伊賀之者共急"小服・押破候所を、 伊賀之者共大勢駈来て船中之敵方攻合、 半蔵甥服部源兵衛を初伊賀之者共討死仕 井伊殿衆数多討死有之候、 井伊殿下知有之、 船中戦負て船を漕退申候、 伊賀之者共 伊賀 瀧

権現様 御出馬之節御供仕、 川降参仕、 上覧被為遊御下知有之、 蟹江之大将前田与十郎 薬王寺と申所に敵数多楯籠罷在候を 鉄之楯三拾枚被下、 "切腹為致落城仕候、 弥相働申候、 夫·勢州神戸 瀧 候を、

権現様御馬先派追落し攻落申候事

権現様 同十三酉年閏八月、 御下知『で甲州千塚と申所』 '陣取罷在候事、

真田安房守心啓申候時

\_ 同十八寅年七月、 小田原御陣之御供申上 一候事、

同年江府 御入国之節御供申上候事

同十九卯年九月奥州御陣之御供仕候事

者共案内いたし攻入候ハヽ、白川之城即時乗取可申由 手口"はたもの上り罷在候をも、 彼二人之者共案内具"見立帰申候、 申 砌 納言様被成御座候節 候所、 敵地白川之城案内見立"奈須所之者共度々被遣候得共、 文禄元辰年高麗御陣之節御供仕候事 慶長五辰年関 伊賀之者之内三人被仰付、 ケ原御陣之節、 岡部内膳・皆川山城守・服部半蔵等罷在候、 彼等三人見申侯て罷帰侯、 上杉景勝御押として宇都宮二結城中 最初罷越候奈須之者ハ白川之城大 白川之城案内見立"罷越申候時 壱人も帰不 結城様『服 則三人之 其

事、越御密事御用相勤候、正而御密事之儀"付、勤方之儀書図等無御座候共夏冬御陣共御密事を以大坂城中又は敵中諸手"被在之外、国々"被罷共 の 一、同十九寅年翌卯年、大坂両度之御陣之節御供仕候、此節伊賀之者

明 御殿又者御用明屋敷等有之節、御番相勤申候、仰付、年若成者共ハ無役『『忍之儀御用相勤申候、子孫今以無役』『罷在忍之者伊賀之者と申候、此者共御入国之後年寄候者御奥御屋敷御番被一、伊賀之者天正十午年六月十五日、尾州鳴海"おゐて被召出候共を

之候、是等之類者惣之者"でハ無御座候、心諸組\*割人々入候故、御 特御先年組与力同心等之内"此子孫今以有右両人組同心"被仰付候、是等を往古伊賀同心と申候、其後此伊賀同一、於参州服部半蔵同仲"被仰付、伊賀之者之一類共追々被 召出、

今以拝領仕来候事、『『村数七ヶ村永楽千貫文之地方被下置、子孫隠可仕ため、居屋敷近所『『村数七ヶ村永楽千貫文之地方被下置、子孫御隠密御用被 仰付、国々所々『罷越候節、小身之者留守中妻子等安一、天正十九卯年十一月伊賀之者』地方"下置候儀者、御陣御在京其外

申伝候事、伊賀之者拝領屋敷之様於往古御入国之砌、御城西御裏御要儀、子孫おゐて忘却不仕為難有 思召を以、此弐ヶ村下置候由古来・案内申上、勢州白子迠御見送申上候節之御由緒御好身を以被 召出候一、右地方之内、武州新座郡上白子村被下置之儀、往古伊賀路山越御

町と唱、伊賀之者子孫今以住居仕候、之儀者四ッ谷御門相成、右御門外左右"御引移被下置、四谷南北伊賀者共被差置之処、御内郭出来"付半蔵屋敷ハ半蔵御門相成、北伊賀町害として、服部半蔵同仲被差置、右屋敷左右南北伊賀町と唱、伊賀之

物等難顕儀共数多御坐候様"御座候、 多御坐候、往古伊賀之者とも御密事御用向相勤候儀、昔ハ右之外"書上意被下置、返々子孫御取立御加増等被下置御旗本"被仰付候者共数御陣中之御隠密之御大切正路"相勤候"付、御取立可被下置旨、難有一、伊賀之者共天正十壬午年・大坂御陣迠御陣御在京之御供仕、其外

右伊賀之者先祖御奉公申上侯趣、右之通"御座侯、以上、

伊賀之者先祖筋目并 御家\*奉服候謂申伝候趣、左之通御座

号と仕足、 数多"分れ伊賀国へ住居仕候、 伊賀国阿拝郡山田郡を宗清"被下置之、永く宗清閑居之地と定め子孫 後宗清伊賀国"蟄居仕候処、 之禅尼重盛公を以清盛公を奉諫、 中尾州"おゐて頼朝公を奉補、 尉家長子孫頼朝公伊賀国おゐて忍免之地を被下置、 柘植氏を以称号と仕、夫・子孫数十代伊賀国"住居仕候故、 伊賀之郷士共先祖之儀者、 又数十代之間伊賀国住居仕候故、 頼朝公御代一統之御時、 既"死刑"及給ふ処を、 服部氏之儀者、 昔平家之一族弥平兵衛尉宗清、 御命を奉助候謂有之故、 子孫名跡数多分れ住居仕 平家之一族平内左 子孫服部氏を以称 藤九郎盛長を以 宗清足を奉憐 平家滅亡之 子孫之名跡 平治

候と申伝候、

一、伊賀之郷士共、

旦服邪半曦養者永禄八丰三州≒毘逑卸家"波召.何茂羨之 御仁恵を奉慕侯、

に織田家"可随事如何"付三州"罷越、由承之、何茂申候ハ我等共旧領之儀往古先祖頼朝公・忍免之地也、猥由承之、何茂申候ハ我等共旧領之儀往古先祖頼朝公・忍免之地也、猥正九年春信長公仰"伊賀国ハ往古・郷士共押領する事謂なし、攻取可然但服部半蔵儀者永禄八年三州"罷越御家"被召出候と申伝候、然処天

七月柘植市助兄弟を以徳川大君"申上御下知を奉請、御幕下"奉附安否を可極と一決仕、同年

伊賀国を神君『奉告候ハ、伊賀之郷士共信長公之幕下』奉附事を不思頼給候神君『奉告候ハ、伊賀之郷士共信長公之幕下』奉附事を不思頼給候

大君"奉り麾下"奉属度事を申上候処

召之、 仕候、 神君之仰"郷士共ハ数代之地也、 をも捜出討果給ふ、然。に三州へ立退候者共ハ 之思召急"攻入給ふ故、防戦仕候得共、多勢"無勢難叶及敗亡数多討死 柘植兄弟立帰て被召侯也、柘植三之丞家筋と申伝侯 を可待、 難有事を奉感何も甚落儀仕候、 其外之者共数代之旧地捨、 但我等仕ん事を思はゝ追々三州『可参との 唯同処ハ信長塩服本領を不可離、 何も他国『立退申侯、 仰之趣を申聞候処、 然に信長公是を被及聞召、 上意也、 立退候者之内 郷士挙て思 此事を 時節

り、三州≒罷越御歎申上候、何も存罷在候砌、同年六月二日於京都信之御手"入、平和"及候"付、翌十午年"至り他国離散仕候者共密"国"帰神君御憐憫被為遊被隠置何れも御家"被「召出候、扨国中不残信長公

長公御父子共御生害之砌

供申上候、半蔵告知せ候付、郷士共大に悦ひ早速駈付御案内申上、伊勢白子迠御半蔵告知せ候付、郷士共大に悦ひ早速駈付御案内申上、伊勢白子迠御神君伊賀路山越被為「遊候"付、罷出御味方仕候、案内可申上旨服部

之様申伝候趣右之通御座候、以上、退申候、其砌父子兄弟共討死仕、名跡断絶仕候者共数多御座候、古来敗亡、旧領を捨三州御城下伊勢神官方江州甲賀他州高野山和州辺≒立右之趣郷士共伊賀国教代住居仕候処、天正九年信長公国中乱入"付及

宝曆十一巳年九月

(やまだ ゆうじ 三重大学人文学部)